新型コロナワクチン接種券の

発送予定についてお知らせします

以下に該当する方へ、新型コロナワクチンの接種券を７月上旬から順次発送します。

基礎疾患を有する方、高齢者施設等に従事する方、留学予定の方は申請をお願いします。

60～64歳の方

基礎疾患を有する方

留学予定の方

高齢者施設等に従事する方

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和4年3月31日  時点の年齢は？ | 60～64歳 | 60歳未満 | | |
| どれに該当しますか？ |  | 基礎疾患を  有する | 高齢者施設等に従事 | 留学予定 |
| 申請は必要？ | 不要 | **必要** | **必要** | **必要** |
| 接種当日に必要なもの | ・接種券  ・本人確認書類 | ・接種券  ・本人確認書類 | ・接種券  ・本人確認書類  ・高齢者施設等の従事者で  あることを証する証明書 | ・接種券  ・本人確認書類  ・入学証に  準ずるもの |

（注意）おくすり手帳をお持ちの場合は、接種当日お持ちください。

　　　　ご自身が対象の基礎疾患、高齢者施設等に該当しているかについては、裏面をご覧ください。

✂

【申請方法】

右記の申請書を切り取り郵送、または町HPに掲載している申請書をメールでお送りください。

切り取り線

郵送先：〒240-0192　葉山町堀内2135番地　葉山町コロナワクチン接種券送付担当

メール：corona-apply@hayama.kanagawa.jp（町からの返信はできません）

【受付期間】

郵送：７月５日（月）まで　※当日消印有効

メール：７月５日（月）17時まで

※上記以降でも受付できますが、申請受付から接種券発送まで１週間ほどかかります。

※役場に申請書が届いた順に、7月上旬から順次発送いたします。発送状況など個別の問合せは

ご遠慮いただき、接種券到着までしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

【今後の予定】※時期は目安であり、変更となる場合があります。

　　　　　　　　最新の情報は町ホームページをご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| ７月上旬 | 60～64歳の方、60歳未満で基礎疾患を有する方、高齢者施設等に  従事する方、留学予定の方へ接種券を順次発送・予約開始 |
| 7月中旬～下旬 | 上記の方の接種開始 |
| 8月 | 50～59歳の方へ接種券発送・予約開始 |

※個別医療機関での接種、幼保介護職、町内小中学校教員への接種については検討中です。

実施時期や実施方法が決まりましたら、広報・町ホームページ等でお知らせいたします。

【問合せ】

葉山町コロナワクチン接種券送付担当

℡　046-876-1111（内線520、524、525）

新型コロナワクチン接種券送付申請書

（不足する場合はコピーしてお使いください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １人目 | 住民票に記載  されている住所 | 葉山町 | いずれかに  チェックを入れてください |
| フリガナ |  | □基礎疾患を有する  □高齢者施設等に従事  □留学予定 |
| 氏　名 |  |
| 生年月日  （西暦） | 年　　　月　　　日 | 電話番号 |
| -　　　　- |
| ２人目 | 住民票に記載  されている住所 | 葉山町  □１人目と同じ | いずれかに  チェックを入れてください |
| フリガナ |  | □基礎疾患を有する  □高齢者施設等に従事  □留学予定 |
| 氏　名 |  |
| 生年月日  （西暦） | 年　　　月　　　日 | 電話番号 |
| -　　　　- |
| ３人目 | 住民票に記載  されている住所 | 葉山町  □１人目と同じ | いずれかに  チェックを入れてください |
| フリガナ |  | □基礎疾患を有する  □高齢者施設等に従事  □留学予定 |
| 氏　名 |  |
| 生年月日  （西暦） | 年　　　月　　　日 | 電話番号 |
| -　　　　- |
| ４人目 | 住民票に記載  されている住所 | 葉山町  □１人目と同じ | いずれかに  チェックを入れてください |
| フリガナ |  | □基礎疾患を有する  □高齢者施設等に従事  □留学予定 |
| 氏　名 |  |
| 生年月日  （西暦） | 年　　　月　　　日 | 電話番号 |
| -　　　　- |
| ５人目 | 住民票に記載  されている住所 | 葉山町  □１人目と同じ | いずれかに  チェックを入れてください |
| フリガナ |  | □基礎疾患を有する  □高齢者施設等に従事  □留学予定 |
| 氏　名 |  |
| 生年月日  （西暦） | 年　　　月　　　日 | 電話番号 |
| -　　　　- |

✂

「基礎疾患」とは下記に該当するものを指します

|  |
| --- |
| ①以下の病気や状態の方で、通院、入院している方  ・慢性の呼吸器の病気  ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）  ・慢性の腎臓病  ・慢性の肝臓病（肝硬変等）  ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病  ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）  ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）  ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている  ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患  ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）  ・染色体異常  ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）  ・睡眠時無呼吸症候群  ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、  または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳  を所持している場合） |
| ②基準（BMI30以上）を満たす肥満の方 |

「高齢者施設等」とは下記の施設が該当します。

|  |  |
| --- | --- |
| ○介護保険施設  ・介護老人福祉施設  ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  ・介護老人保健施設  ・介護医療院 | ○障害者総合支援法による障害者支援施設等  ・障害者支援施設  ・共同生活援助事業所  ・重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）  ・福祉ホーム |
| ○居住系介護サービス  ・特定施設入居者生活介護  ・地域密着型特定施設入居者生活介護  ・認知症対応型共同生活介護 |
| ○その他の社会福祉法等による施設  ・社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を  含む）  ・生活困窮者、ホームレス自立支援センター  ・生活困窮者一時宿泊施設  ・原子爆弾被爆者養護ホーム  ・生活支援ハウス  ・婦人保護施設  ・矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）  ・更生保護施設 |
| ○老人福祉法による施設  ・養護老人ホーム  ・軽費老人ホーム  ・有料老人ホーム |
| ○高齢者住まい法による住宅  ・サービス付き高齢者向け住宅 |
| ○生活保護法による保護施設  ・救護施設  ・更生施設  ・宿所提供施設 |